



2022年5月20日

各 位

会社名 石光商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 石脇 智広
(コード番号：2750 東証スタンダード)
問合せ先 管理部門長 奥野 裕二
(電話番号 078-861-7791)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第73期定時株主総会の付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会）の開催が可能となりました。このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症や社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主のみなさまの利益に資すると考え、定款第11条第2項を追加するものであります。

なお、定款第11条第2項の効力は、本株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものといたします。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を、定款第14条に設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集時期)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p>

<p>(新設)</p>	<p>2 <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会の場所に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>第11条(招集)2項の追加は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネッ</u></p>

	<p><u>ト開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

3. 日程

変更変更のための株主総会開催日	2022年6月29日
定款変更の効力発生日	2022年6月29日

以上